(六)　駅等に設けられる建築物が高架橋にある駅等ついては、第一号又は第二号に掲げる方法により補強すること。

(七)　駅等に設けられる建築物が開削トンネル内にある駅等については、第三号に掲げる方法により補強すること。

二　特定鉄道等施設に係る耐震補強の目標年度

(一)　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示（平成二十五年国土交通省告示第三百三十七号。以下「線区等告示」という。）第一号（一）、第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る耐震補強は、平成二十九年度までの期間において実施するものとする。

(二)　線区等告示第一号（二）に規定する特定鉄道等施設に係る耐震補強は、速やかに実施するものとする。

○国土交通省告示第三百三十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第五十一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が定める取扱量を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行規則附則第六条第五十一項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第二十九項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の区域に存する港湾であって、当該港湾における平成二十三年の輸出入に係るコンテナ取扱量が平成二十二年の輸出入に係るコンテナ取扱量より少ないものにあっては、平成二十三年を除く。）の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均が十万ＴＥＵとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則附則の規定に基づき国土交通大臣が定める取扱量を定める件の廃止）

2　地方税法施行規則附則の規定に基づき国土交通大臣が定める取扱量を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千二百七十六号）は、廃止する。

○国土交通省告示第三百四十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十五年四月一日から適用する。

なお、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百九十四号）は、廃止する。

平成二十五年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

（事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶）

一　租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶

イ　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条の八第二項及び第二十八条第二項に規定する海洋運輸業　別表一に掲げる船舶

ロ　令第五条の八第二項及び第二十八条第二項に規定する沿海運輸業　別表二に掲げる船舶

（環境への負荷の低減に著しく資する船舶）

二　法第十一条第一項の表第二号の下欄及び第四十三条第一項の表第二号の下欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶　別表三に掲げる船舶

別表一　外航船舶

第一号から第二十五号までに掲げる装置（第二十六号から第三十号までに規定するものを除く。）及び第二十六号から第三十号までに掲げる装置（第一号から第二十五号までに掲げる装置）の全てを有している鋼船（薬品タンク船を除く。以下この表において同じ。）。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第三十一号に規定する船舶に限る。）にあっては、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標の値が船舶の用途及び船舶の大きさに関する指標に応じ、第三十一号に規定する二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置（第二十七号から第三十号までに掲げる装置及び第一号から第十三号までに掲げる装置）の全てを有している鋼船。

一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるものに限る。）

ロ　電子制御型ディーゼル主機関

ハ　電気推進装置

二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三　電源自動制御装置

四　推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置

五　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

六　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

七　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの

八　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置

九　機関室内火災探知装置

十　機関室内ビルジの高位警報装置

十一　船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置

十二　衛星航法装置

十三　自動操舵装置

十四　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ　A重油専用発電機関

ハ　ターボ・ジェネレーター

ニ　風力発電機関

ホ　排気ガス浄化装置付発電機関

十五　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十六　主機関の運転状態の自動記録装置

十七　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー